

さいたま市長 清水 勇人 様
教育長 細田 真由美 様

さいたま市教職員組合
執行委員長 大澤 博

定年の引き上げに関する要求書

改定地方公務員法が2021年5月20日の衆議院本会議で採決され、全会一致で可決されました。改定地公法は、国家公務員の定年を65歳に引き上げたことを踏まえ、地方公務員でも定年延長措置を前提に、①役職定年制の導入、②定年前再任用短時間勤務制度の導入、60歳に達する職員への60歳以後の情報提供・意思確認制度の新設の措置を講ずる内容となっています。

今回の改定に伴い、給与水準を60歳時点の7割に設定するとしています。年齢だけを理由とした給与水準の引き下げは、同一労働・同一賃金や職務給の原則にも反し納得できません。

60歳を定年とした現在の公務員制度を変更するにあたっては、雇用と年金の確実な接続を維持することは当然の課題であり、現在の教職員の長時間過密労働を解消して働き続けられる労働環境の改善は不可欠です。あわせて、現行再任用制度の低い賃金水準や支給されない手当などの労働条件改善や、経過措置期間中の定年退職者が出ない年でも新採用者を抑制しないことも、定年の引き上げとともに改善を求められる課題です。

以上のことから、定年延長に関して、下記のことを要求します。

記

1. 定年引き上げに伴う60歳以降の教職員の給与水準を7割とせず、月例給・一時金の大幅な増額を行うこと。
2. 60歳以降教職員の多様な事情に応じた対応として、高齢者部分休業制度を導入すること。高齢者部分休業制度を取得しやすいように、フルタイム勤務を含めた後補充者を配置すること。
3. 定年延長によりモチベーションを維持し働き続けられる環境づくりとして、永年勤続や年齢による新たな休暇や職専免などを拡充すること。
4. 現行再任用制度の賃金水準と諸手当を改善すること。
5. 多様な働き方を保障するために、定年前再任用制度を選択した場合でも、フルタイム任用に移行できるなどの相互転換が可能な制度とすること。
6. 役職定年制として、特例を濫用し定年延長後も管理職として雇用するような恣意的な運用を行わないこと。
7. 定年延長による採用抑制を行わずに、新規採用を継続的に増員して行うこと。

2022年 定年の引き上げに関する要求書と回答

	依頼先	要 求	回 答	発言
1	教職員給与課	定年引き上げに伴う 60 歳以降の教職員の給与水準を 7 割とせず、月例給・一時金の大幅な増額を行うこと	定年引き上げに伴う 60 歳以降の教職員の給与については、均衡の原則に基づき、国家公務員における取扱いを考慮し、当分の間、7 割水準とさせていただきます。	菊地
2	人事課	60 歳以降教職員の多様な事情に応じた対応として、高齢者部分休業制度を導入すること。高齢者部分休業制度を取得しやすいように、フルタイム勤務を含めた後補充者を配置すること	高齢者部分休業制度は、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして考え得るものであると認識しております。一方で、すでに導入している団体によっては、その取得者数は低い水準にとどまっていること、定年前再任用短時間勤務制との棲み分けをどうするのかなど、導入に向けての課題もございませう。したがって、市長部局及び他団体の検討・運用の状況も参考としながら、導入の可否について引き続き検討してまいります。	北村委員長
3	人事課	定年延長によりモチベーションを維持し働き続けられる環境づくりとして、永年勤続や年齢による新たな休暇や職専免などを拡充すること。	定年引上げの目的は、高齢期職員が培ってきた能力・経験の本格的な活用であり、そのためには、当該職員が意欲高く職務に取り組むことができる環境整備が重要であると認識しております。 地方公務員の休暇等については、均衡の原則に基づき、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように設定する必要があります。したがって、市長部局及び他団体の検討・運用の状況も参考としながら、検討してまいります。 《参考》均衡の原則 地方公務員法第 24 条第 4 項 「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。」	川上

4	給与課	現行再任用制度の賃金水準と諸手当を改善すること	定年引き上げ実施後の再任用教職員の賃金水準と諸手当については、均衡の原則に基づき、国家公務員における取扱いを考慮し、現行の再任用制度と同様とさせていただきます。	大澤
5	人事課	多様な働き方を保障するために、定年前再任用制度を選択した場合でも、フルタイム任用に移行できるなどの相互転換が可能な制度とすること	定年前再任用短時間勤務職員は、退職後の再任用としており、異動によって常勤職員となることはできません。	
6	人事課	役職定年制として、特例を濫用し定年延長後も管理職として雇用するような恣意的な運用を行わないこと	「特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員について、能力・適正を有する職員が不足している等の事情があるため当該特定管理監督職群に属する管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができないこと」を事由として、適切に運用してまいります。	
7	人事課	定年延長による採用抑制を行わずに、新規採用を継続的に増員して行うこと	定年引き上げ期間中においても、学校教育の質の確保のためには、一定の新規採用者を継続的に確保することが必要であると考えております。 したがって、定年の段階的引き上げ期間中は、職種ごとの退職者数の推移などを見通した上で、必要な新規採用者数を確保してまいります。	詫間